

議第15号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を次のよう定めるものとする。

平成31年3月20日提出

岐阜県教育委員会

教育長 安福 正寿

(提案理由)

- ・特別支援学校小学部・中学部・高等部学習指導要領の改正に伴い、教科課程の名称を改めるため。
- ・寄宿舎を置く学校において、教諭等の舍監業務にかかる負担軽減を図るため。
- ・夏期特別休暇の取得促進を図るため。
- ・その他所要の規定整備を行うため。

<関連法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に關すること。

十二から二十まで 略

2 略

# 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の概要

## 1 改正の前提

(1) 教育課程の届出等、単位の認定、卒業等の認定

特別支援学校・小学部・中学部・高等部学習指導要領の改正に伴うもの。

(第6条第1項、第12、第13条第1項)

(2) 療務主任及び舎監

寄宿舎を置く学校において、教諭等の舎監業務の負担軽減を図るもの。

(第18条第5項)

(3) 職員の有給休暇

夏期特別休暇の取得促進を図るもの。(第24条の2第3項)

(4) その他、所要の規定整備を行うもの。

## 2 施行日

平成31年4月1日



岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和二十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の部小学部の項及び中学部の項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、同部高等部の項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改め、同表知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の部小学部の項及び中学部の項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、同部高等部の項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に、「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改める。

第十二条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改める。

第十三条第一項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に、「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改め、同条第二項中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第十八条第五項中「又は助教諭」を「助教諭、養護教諭、講師（常時勤務の者に限る）、養護助教諭又は実習助手」に改める。

第二十条第一項中「前四条」を「前五条」に改める。

第二十四条の二第一項中「第七十五条第八号」を「。以下この条において「勤務条件規則」という。）第七十五条第一項第八号」に改め、同条第三項中「特別休暇」の下に「（勤務条件規則第七十五条第一項第二十八号に掲げる場合を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の表知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の部高等部の項及び第十二条第一項の改正規定（「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める部分に限る。）並びに附則第三項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第六条第一項の表視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の部高等部の項及び知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の部高等部の項並びに第十二条及び第十三条第一項の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に特別支援学校の高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百三十五条第五項において準用する同令第九十一条の規定により入学した生徒で施行日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するもの（以下この項において「編入学生」という。）を除く。）に係る教育課程から適用し、施行日前に特別支援学校の高等部に入学した生徒及び施行日以後に特別支援学校の高等部に入学した編入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 この規則（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の第六条第一項の表知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の部高等部の項及び第十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に特別支援学校の高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第百三十五条第五項において準用する同令第九十一条の規定により入学した生徒で一部施行日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するもの（以下この項において「編入学生」という。）を除く。）に係る教育課程から適用し、一部施行日前に特別支援学校の高等部に入学した生徒及び一部施行日以後に特別支援学校の高等部に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

(新)

目次 略

第一章及び第二章 略

第五条 略

第一章及び第二章 略

第五条 略

第一章及び第二章 略

第五条 略

**(教育課程の届出等)**  
第六条 校長は、学年末までに、翌年度の幼稚部、小学部、中学部又は高等部における教育課程のうち、次の表の上欄に掲げる部の区分に応じ、当該下欄に掲げる教育課程に係る時間配当を定め、教育委員会に届け出なければならぬ。学年の途中において、当該時間配当を変更しようとするときも、同様とする。

				幼稚部	
				(教育課程の届出等)	
				第六条 校長は、学年末までに、翌年度の幼稚部、小学部、中学部又は高等部における教育課程のうち、次の表の上欄に掲げる部の区分に応じ、当該下欄に掲げる教育課程に係る時間配当を定め、教育委員会に届け出なければならない。学年の途中において、当該時間配当を変更しようとするときも、同様とする。	
中学校部	小学部	高等部	中学部	小学部	幼稚部
の時間	各教科、特別の教科である道徳、学級活動、クラブ活動、自立活動	各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、ホームルーム活動、自立活動及び総合的な探究	各教科、特別の教科である道徳、学級活動、自立活動及び総合的な探究	各教科、国語活動、学級活動、クラブ活動、自立活動及び総合的な学習の時間	各領域及び自立活動
学校	知的障害者に対する教育を行う特別支援	視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援	視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援	各教科、国語活動、学級活動、クラブ活動、自立活動及び総合的な学習の時間	各教科、道徳、外道徳、外

				幼稚部	
				(教育課程の届出等)	
				第六条 校長は、学年末までに、翌年度の幼稚部、小学部、中学部又は高等部における教育課程のうち、次の表の上欄に掲げる部の区分に応じ、当該下欄に掲げる教育課程に係る時間配当を定め、教育委員会に届け出なければならない。学年の途中において、当該時間配当を変更しようとするときも、同様とする。	
中学校部	小学部	高等部	中学部	小学部	幼稚部
の時間	各教科、特別の教科である道徳、学級活動、クラブ活動、自立活動	各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、ホームルーム活動、自立活動及び総合的な探究	各教科、国語活動、学級活動、クラブ活動、自立活動及び総合的な学習の時間	各教科、道徳、外道徳、外	各領域及び自立活動
学校	知的障害者に対する教育を行う特別支援	視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援	視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援	各教科、国語活動、学級活動、クラブ活動、自立活動及び総合的な学習の時間	各教科、道徳、外道徳、外

第六条の二から第七条まで	略
各教科、特別の教科である道徳、ホームルーム活動、自立活動及び総合的な探究の時間	高等部

2 略

第六条の二から第七条まで 略

#### 第四章 略

#### 第五章 単位の認定及び卒業等の認定

##### (単位の認定)

第十二条 校長は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の高等部の生徒が学校の定める指導計画に従つて、各教科・科目又は総合的な探究の時間を履修し、当該学年におけるその成果が教科及び科目又は総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、当該学年の学年末において、その各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したこととを認定しなければならない。ただし、必要があると認める場合には、学期の区分ごとに単位の修得の認定を行うことができる。

第十二条の二から第十二条の四まで 略

##### (卒業等の認定)

第十三条 校長は、高等部の生徒（以下「高等部生徒」という。）が卒業又は修了に必要な単位を修得（知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の高等部生徒にあつては、卒業又は修了に必要な各教科、特別の教科である道徳等部生徒にあつては、卒業又は修了に必要な各教科、及び総合的な探究の時間を履修）し、特別活動及び自立活動の成果がその目標からみて満足できると認められたときには、卒業又は修了を認定する。

2 校長は、小学部の児童及び中学部の生徒（以下「児童等」と総称する。）の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童等の平素の成績を評価し、修了又は卒業を認定する。

3 及び 4 略

第六条の二から第七条まで	略
各教科、特別の教科である道徳、ホームルーム活動、自立活動及び総合的な学習の時間	高等部

2 略

第六条の二から第七条まで 略

#### 第四章 略

#### 第五章 単位の認定及び卒業等の認定

##### (単位の認定)

第十二条 校長は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の高等部の生徒が学校の定める指導計画に従つて、各教科・科目又は総合的な学習の時間を履修し、当該学年におけるその成果が教科及び科目又は総合的な学習の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、当該学年の学年末において、その各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したこととを認定しなければならない。ただし、必要があると認める場合には、学期の区分ごとに単位の修得の認定を行うことができる。

第十二条の二から第十二条の四まで 略

##### (卒業等の認定)

第十三条 校長は、高等部の生徒（以下「高等部生徒」という。）が卒業又は修了に必要な単位を修得（知的障害者に対する教育を行う特別支援学校の高等部生徒にあつては、卒業又は修了に必要な各教科、特別の教科である道徳等部生徒にあつては、卒業又は修了に必要な各教科、及び総合的な学習の時間を履修）し、特別活動及び自立活動の成果がその目標からみて満足できると認められたときには、卒業又は修了を認定する。

2 校長は、小学部の児童及び中学部の生徒（以下「児童等」と総称する。）の各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたつては、児童等の平素の成績を評価し、修了又は卒業を認定する。

3 及び 4 略

第十四条から第十七条まで

(察務主任及び舍監)

第十八条 寄宿舎を置く学校には、寮務主任及び舍監を置く。ただし、これらの者の担当する寮務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

2から4まで

2から4まで 略

○ 舎監は、当該学校の教諭、助教諭、養護教諭、講師（當時勤務の者に限る。）、養護助教諭又は実習助手の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

第十九條及び第十九條の二

(その他の主任等)

**第二十条** 校長は、前五条に定めるもののほか、必要な主任等を置くことがで  
きる。

2

第二十一条の二から第二十四条まで

略

第二十四条の二 職員の病気休暇又は特別休暇（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号。以下この条において「勤務条件規則」という。）第七十五条第一項第八号及び第十四号に掲げる場合を除く。次項において同じ。）は、校長が承認する。ただし、引き続き二十日以上にわたる病気休暇を承認しようとする場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

前二項の規定にかかわらず、校長は、引き続き四日以上にわたる病気休暇又は特別休暇（勤務条件規則第七十五条第一項第二十八号に掲げる場合を除く。）を受けようとする場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

3 2 前二項の規定にかかわらず、校長は、引き続き四日以上にわたる病気休暇  
略  
又は特別休暇  
を受けようとする場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならぬ。

第十四条から第十七条まで

(療務主任及び舍監)

**第十八条** 寄宿舎を置く学校には、寮務主任及び舍監を置く。ただし、これらの者の担当する寮務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

2から4まで

5 舎監は、当該学校の教諭又は助教諭の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

第十九条及び第十九条の二

卷之三

**第二十条** 校長は、前四条に定めるもののほか、必要な主任等を置くことがで  
きる。

2

第一二三章の二が、第三十回が、

第二十四条の二 職員の病気休暇又は特別休暇（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）第七十五条第八号）及び第十四号に掲げる場合を除く。次項において同じ。）は、校長が承認する。ただし、引き続き二十日以上にわたる病気休暇を承認しようとする場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

前二項の規定にかかるらず、校長は、別き書き四日以上つゝる病氣休假略

第二十四条の三から第二十五条の三まで

略

第七章から第十章まで

略

付 則 略

別表 略

別記第1号様式から第13号様式まで

略

第二十四条の三から第二十五条の三まで

略

第七章から第十章まで

略

付 則 略

別表 略

別記第1号様式から第13号様式まで

略